

## V 保育所及び幼稚園等における取り組み

### 1 保育所及び幼稚園等における取り組み

発達障害は、他人との相互交渉に障害を持つなどの特性から、保育所や幼稚園等で発見される場合が少なくありません。このため、乳幼児健診などで発達障害が指摘されていない子どもでも、集団での行動を注意深く観察するとともに、保護者の子育てについての悩みや訴えに耳を傾けることで、早期発見がしやすくなります。

また、発達障害は、同じ障害名であっても、一人ひとりの状態が異なることが特徴です。日頃の行動観察により、子どもの行動特徴や、どのような対応が子どもに合っているのか等を把握し、子どもの障害特性に応じた保育を行うことが、二次障害を予防し、子どもの健やかな成長を促すこととなります。

そして、保育所等で見られた行動特徴とその対応方法等を就学先の学校へつないでいくことで、就学後の不適應や二次障害の予防につながります。

### 2 保護者の訴えからみる発達障害の可能性

発達障害のある子どもの保護者は、乳幼児期から何らかの育てにくさを感じている場合が少なくありません。特に社会性が発達する4、5歳頃は、他の子どもとの行動の違いに悩む保護者も多くいます。朝夕の送迎時や連絡帳などにより、保護者が発信しているSOSのサインをキャッチするように心がけます。別表1（24頁）に発達障害ではないかと相談のあった保護者が訴えた子どもの行動特徴の一部を紹介しています。参考にしてください。

### 3 集団生活における行動観察のポイント

発達障害の発見のためには、集団の中での行動観察が非常に重要です。発達障害の行動特徴を別表2「発達障害の発見のための観察ポイント、対応方法」（30頁）に記載しているので参考にしてください。

また、保護者からみた子育ての困り感を把握するための「子どもの強さと困難さアンケート」（SDQ）（49頁）や5歳児健診問診票（保護者用）（51頁）等を利用して、子どもの特性を把握する方法も効果的です。

## 保育現場からのひとこと ～A君と出会って～

出会いで多くのことを学びました！

- ★改めて思う、一人ひとりみんな違っていい、受け入れる大切さ
- ★「困った子」として困っていないで、「困っているのは子ども自身」皆で支援しよう！
- ★子ども理解がお母さんとの信頼の絆を築く

A君に出会ったのは彼が年長組の時でした。出会って2日目、初めて彼の激しいパニック状態に出会い、何が起こったのかわからないまま、落ち着くまで2時間あまり、必死に向き合いました。そんなことが続く中で、彼はほとんどの時間を事務室で私と過ごすようになりました。くすぐりっこ、たわいもない遊び・・・1対1でとことん遊び、彼と私はとても仲良しになりました。

A君は友だちとも遊びたがるのですが、すぐに喧嘩になったり、パニックを起こしたりします。知的には年齢相応なのに、人との関わりがうまくいかないようでした。

市の保健師さんに相談すると、特別支援学校の先生が訪ねて来て下さいました。先生からA君の行動の意味を教えていただき、職員が皆、「困っているのは私達ではなく、A君自身なんだ」と理解できました。そして、A君にとって適切な対応方法を考え実行することで、落ち着いて友だちと遊べる場面もみられるようになっていきました。

すると、それまで保育士と話したがいなかったお母さんから、「先生、うちの子、お友達と遊べるようになったのですね」と喜びの言葉が聞かれました。そして、受診をためらっていたお母さんが、自ら専門機関に出向き、A君にあった支援方法を学び、職員にも教えて下さるようになりました。後にお母さんは受診の動機を次のように語って下さいました。

「私は怖かったのです。Aは何かみんなと違っているなと思いながらも、ただただ不安でした。そして、先生から声を掛けられると、また責められるのではないかと恐くて、誰も自分を助けてくれないと不満を抱いていました。

ところが、Aが自分から保育園のことを楽しそうに話してくるようになったんです。先生方から困っているA君のお手伝いをしたいのだけど、とってもらえた時は、目から鱗でした。自分一人で困っていると思っていたけど、自分には味方がいるんだ。本当に困っているのはAなんだと思ったら、私自身、もっとこの子のことをわかってやれるようになりたいと思って、受診する決断ができたんです」と。

A君は、彼自身の努力と周りの温かい支援によって、少しずつですがパニックへの対処方法を見つけていきました。この成果は、お母さんと一緒に小学校の先生にもお伝えしました。

卒園の日、とても嬉しそうに花束を届けてくれたA君とお母さん。職員一同手を振って見送りました。皆の心が一つになった感動の時でした。

## 4 保護者への対応

発達が気になる子を育てている保護者は、周囲から「躰がなっていない」「親の顔が見たい」などと責められていることが多く、保護者自身が「育て方が悪かった」と自分を責めている場合があります。そのため保育士や幼稚園教諭から「お子さんのことで話がしたいのですが」と声を掛けられると、また責められるのではないかと、つい身構えてしまうことはよくあります。

子どもの発達上の課題に保護者が気づき、保育士等と共有できる段階にあるかどうかによって、かかわり方を検討する必要があります。

### **子どもの発達上の課題を保護者と共有できる場合**

保護者が何に困っており、不安を抱いているかについて丁寧に聴き、安易に「大丈夫」「個性の範囲」と言わないようにします。

集団場面での様子を伝え、保護者の家庭での工夫など情報を交換し、お互い可能なものは取り入れ、今後も話し合う機会を持つことを確認しながら継続的に支援します。

保護者が専門機関への相談等を希望する場合や子どもの問題が改善されない場合は、「子どもの特性に合わせた対応の方法を見つけることが大切である」と伝え、相談機関の情報を提供します。

「診断名」にとらわれすぎず、育てにくい子ども、発達につまずきがみられる子どもに、どのような配慮と工夫をすることがより良い育ちを促すことができるかについて話し合います。

### **子どもの発達上の課題を保護者と共有できない場合**

集団場面での困りごとや保護者への自覚を促す意見を保護者にぶつけることは避けます。医師以外の職種は、診断をすることができないので、職域を越えることになる「診断名」等を保護者に伝えることは慎みます。

家庭では集団場面のような問題があまりなく、保護者が気づきにくい場合や、気づいていても認められない場合があります。外部から遅れや問題点を指摘されることが多く、人の話を聴くことを辛いと感じていたり、日々の生活を過ごすことで精一杯であったり、保護者自身が病気等で体調を整えることが難しいなど、子どもの問題点について耳を傾ける余裕のない保護者がいます。そこで、保育士や幼稚園教諭は、普段から保護者の良き相談相手となるよう心がけ、保護者が日々どのような思いで育児をしているのかを丁寧に聴いていきます。保護者が難しい子どもをどのように育てているか、工夫によりうまくいったことはどんなことか、工夫をしているにもかかわらずうまくいかなかったことはどんなことか等について丁寧に聴き、保護者なりの一生懸命な子育ての姿に共感し、不安な気持ちに寄り添います。子どもの表情やしぐさなど普段の行動で、保護者の努力が感じられる部分があればそれを伝え、保護者を労います。他の子どもと比べるのではなく、その子どものよさやできている部分が保護者にきちんと認識できるように伝えながら保護者との信頼関係を築きます。

例「家ではできているのですね。集団場面でも少しずつできるように、これからかかわっていくのでお母さんの力も貸してくださいね。」

また、保護者のニーズに合わせて情報提供することが大切です。保護者の気づきが、集団場面で困っている行動と違っていても、まず保護者の思いを受け止めて、それについてどうしたらよいか話し合います。これまでの経験の中で、専門機関に相談したことによって、子どもの支援が成功した例などを紹介しながら、ゆっくりと時間をかけて専門機関の利用について伝えていくことが大切です。

専門機関に紹介する時は、「子どもの特性に合わせた対応の方法を教えてください」と伝えて、相談できる機関の情報を提供します。

すぐに専門機関につながらない場合は、保健師や嘱託医を通じて地域の相談機関に相談し、今後の支援方法を検討します。

保護者の表情や気持ちの変化などタイミングをみながらあせらず見守っていきます。その時はつながらなくても、あとから保護者が気づいた時に、相談に応じることが可能であることを伝えておくことが重要です。

## 5 個別指導計画及び支援計画の作成

一人ひとりの特性を的確に把握し、特性に応じた保育が見通しを持って継続的に行われるよう、保育所保育指針に基づく個別の保育計画や幼稚園教育要領による個別の指導計画を作成します。

特に、子どもの発達上の課題が保護者と共有できる場合は、医療機関や療育機関等の情報も聞き、支援計画（57頁）に記載します。可能な場合は、直接療育機関等と共有することで、それぞれの関わりを積み上げることができます。

## 6 市町保健師等との連携

市町では、保健師等が保育所、幼稚園等を訪問し、発達障害の可能性が疑われる子どもの相談を行っています。また、市町によっては、特別支援学校の専門相談員との同行訪問も行っています。発達が心配な子どもがいる場合や、保護者と十分な相談や話し合いができない場合など、市町の保健師に相談してください。市町の保健師は赤ちゃん訪問や乳幼児健診等で母親とつながりがある場合も多く、必要に応じて家庭訪問等を実施します。

特に、子どもの発達上の課題を保護者と共有できない場合、市町の保健師と相談することで、解決の糸口が見つかることがあります。

## 7 児童福祉サービス事業所との連携

児童発達支援事業や保育所訪問支援事業など、保育所、幼稚園等に在籍していながら併用できる児童福祉サービスがあります。児童福祉サービスは、「発達障害」等の診断

を受けていなくても、市町の判断でサービスが利用できるため、保護者と相談し、必要な場合は、市町の福祉担当課にご相談ください。

※児童発達支援事業：乳幼児健診等で経過観察の必要があると認められた児童等や保育所に在籍しているが併せて専門的な療育、訓練が必要な児童に対し、日常生活における基本的動作の指導や集団生活への適応訓練等を行う。

※保育所等訪問支援事業：保育所等を利用している発達障害児等に対し、児童発達支援センターの専門職員が月に1、2回程度保育所等を訪問し、個別的な支援や保育所等の職員に対する支援を行う。

## 8 学校との連携

障害のある子どもの保護者にとって、就学先の決定は非常に重要な課題で、不安が大きいものです。保育士等が、就学先決定までのプロセスを知っておくことで、保護者に適切な情報提供、アドバイスができます（23頁就学先決定までの流れ）。

また、いずれの学校に就学する場合でも、就学に伴い生活環境が大きく変わるため、学校生活にスムーズに適応できるよう、就学前の本人の状況や支援内容、配慮事項等を小学校に引き継ぐことが重要です。

保育所保育指針や幼稚園教育要領では、幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続を図るため、子どもの育ちを支えるための資料が小学校等へ送付されることが望ましいとされていますが、発達障害のある子どもの場合は、さらに、子どもの特性が詳しく記載されている個別の教育支援計画、もしくは、市町が独自に作成している様式を活用して引き継ぎを行うことで、一貫した支援につながります。

公立の小中学校では、障害のある児童生徒に対して、個別の教育支援計画（60頁）を作成しています。場合によっては、入学前後に、保護者も参加し、学校関係者との引き継ぎを行っている保育所や幼稚園等もあります。また、県教育委員会が実施している就学相談に早めにつなぐことも1つです。

子どもの就学に関する相談や、支援の引継等の相談については、各学校の教頭先生や指名されている特別支援教育コーディネーターの先生にお問い合わせ下さい。



## ～子どもの支援につなげるための特別支援学校専門相談員の活用～

就学は、保護者にとっても子どもにとっても大きな節目であり、学校生活に対する不安や戸惑いを抱える保護者は少なくありません。特に、障害のある幼児や障害が疑われる子どもをもつ保護者にとっては、就学先をどこにすれば良いのかが最大の関心事となります。

そのような保護者に対して、県教育委員会では、毎年6月に巡回教育相談、10月に巡回就学相談を行っています。対象は、障害のある、または、障害が疑われる年長児です。

6月の巡回教育相談では、就学に向けて、保護者が日頃から抱えている子どもの気になることや発達に関する不安や悩みなどについて、県の巡回相談員が対応します。保護者との面接をとおして子どもの発達課題を明らかにし、就学までの関わり方や接し方についてアドバイスを行うことを目的としています。



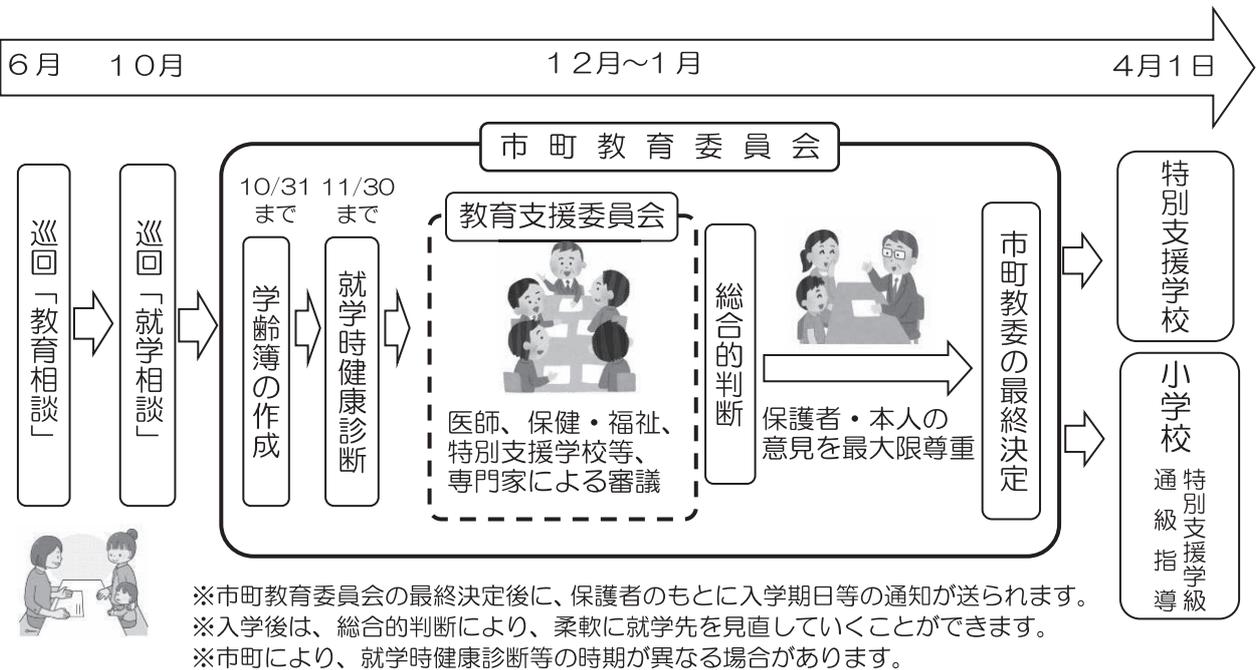
10月の巡回就学相談は、子どもの就学に焦点をしばった相談となります。保護者との面接では、就学先の希望や意見を聴き取るとともに、就学先決定までの流れを説明し、学校見学を勧めたり、場合によっては医療機関の紹介も行ったりします。また、子どもに対しては、行動観察と発達検査を行います。保護者の願いと子どもの所見をまとめ、市町教育委員会に提出することが目的の相談会です。なお、就学先については、専門家による教育支援委員会での総合的な判断を得て、市町教育委員会が決定することになっています。その決定について、保護者の意向を最大限尊重するため、保護者と市町教育委員会との話し合いを重ね、市町教育委員会によって就学先の最終決定がなされます。

巡回教育相談や巡回就学相談に訪れる保護者のなかには、「園から行ってきてと言われて来ました」「子どもに障害があるってことですか」など、感情を高ぶらせ園に対する思いを相談員にぶつける保護者の方もいます。園の先生方が感じるよりずっと以前から、子どもの育ちに対する違和感を抱いている保護者も多いようです。まずは、保護者が感じている困りごとに共感し、保護者の労をねぎらい、次に、「困っているのは子ども」という視点を保護者と共有しましょう。そのうえで、特別支援学校の専門相談員派遣事業（23頁）を利用してはいかがでしょうか。専門相談員は、子どもに対する支援のアドバイスだけでなく、保護者との面接や保護者と園、専門相談員を交えての支援会議も行っています。保護者と担当の先生と一緒に並んで、子どもが何に困っているのかを専門相談員から説明を受け、家と園でどんな支援を行うことが効果的かアドバイスを受けることをお勧めします。焦らずゆっくりと話し合いを重ねながら、園と専門相談員が連携を図り、保護者との信頼関係を築いたうえで、巡回就学相談を勧めたり、医療機関の紹介を受けたりすることが支援のポイントとなります。



(石川県教育委員会学校指導課)

## 就学先決定までの流れ



### 専門相談員派遣について

特別支援教育体制整備推進事業 専門相談員派遣事業要項より

県教育委員会では、保育所、幼稚園、学校等からの要請に応じて、特別支援学校から専門相談員を派遣し、障害のある（疑われる）特別な支援を必要とする子どもの相談・支援を行っています。

- 支援の内容
- ・発達障害等特別な支援を必要とする児への対応について、相談・支援を実施
  - ・校内研修会等での講師や助言
  - ・発達検査等の実施

- 申込み方法
- ①希望する保育園長、幼稚園長等は、予め電話で管轄の特別支援学校へ相談内容や派遣依頼の連絡を行う。
  - ②特別支援学校は依頼内容を確認し、派遣する相談担当者を決定、依頼先に連絡を行う。
  - ③その後、保育園長、幼稚園長等は派遣依頼書（所定の様式）を特別支援学校校長に送付。公立の保育所、幼稚園等の場合は、併せて市町教育委員会に写しを提出。
  - ④決定した日時に相談担当者が保育所等を訪問。
- ※発達検査を行う場合は、必ず保護者の同意を得ること。

詳細は、最寄りの特別支援学校にお尋ねください。

（石川県教育委員会学校指導課）